

令和5年度の最低賃金について

公開

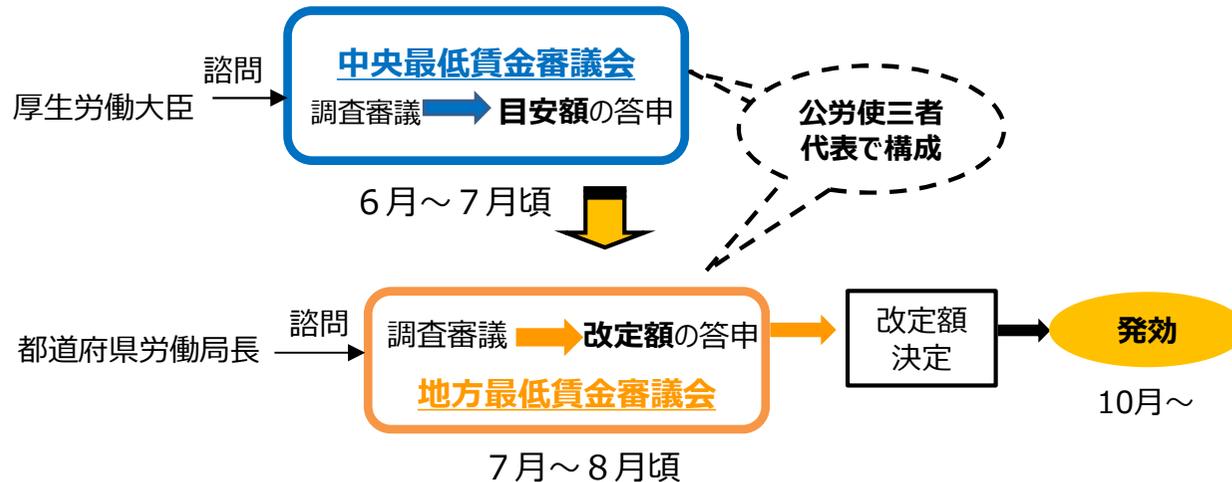
- 7月28日、中央最低賃金審議会において、令和5年度の最低賃金引上げの目安額の答申がなされた。
- 令和5年度の目安額は、全国加重平均で41円の引上げで、昭和53年に目安制度が始まって以降最高額。
- この目安額を踏まえ、8月18日までにすべての都道府県の地方最低賃金審議会で改定額を答申。47都道府県のうち、23局で目安どおり、24局で目安額を上回る引上げとなり、全国加重平均で1,004円となった。
- 最高額（1,113円）に対する最低額（893円）の比率については、80.2%（昨年度79.6%）となり、9年連続の改善。

地域別最低賃金（全国加重平均）の引上げ額・率の推移

改定年度	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
引上げ額(円)	16円	18円	25円	25円	26円	27円	1円	28円	31円	43円
引上げ率(%)	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%	3.3%	4.5%
改定額(円)	780円	798円	823円	848円	874円	901円	902円	930円	961円	1,004円

最低賃金決定の流れ

中央は、中央最低賃金審議会で議論し、目安額を提示。
地方は、目安を参考に、地域事情を踏まえて、改定額を審議。



デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）（抄）

最低賃金額については、今年度全国加重平均 1,004 円となり、目標としていた 1,000 円を超えたが、更に着実に引上げを行っていく必要がある。公労使の三者の最低賃金審議会で毎年の最低賃金額についてしっかりと議論を行い、その積み重ねによって 2030 年代半ばまでに全国加重平均が 1,500 円となることを目指す。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。また、最低賃金の継続的な引上げに対応して、事業再構築や業務改善等の支援措置を充実する。

令和5年度 地域別最低賃金額一覽

公開

都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※）	引上げ額 【円】	発効年月日
北海道	960（920）	40	令和5年10月1日
青森	898（853）	45	令和5年10月7日
岩手	893（854）	39	令和5年10月4日
宮城	923（883）	40	令和5年10月1日
秋田	897（853）	44	令和5年10月1日
山形	900（854）	46	令和5年10月14日
福島	900（858）	42	令和5年10月1日
茨城	953（911）	42	令和5年10月1日
栃木	954（913）	41	令和5年10月1日
群馬	935（895）	40	令和5年10月5日
埼玉	1028（987）	41	令和5年10月1日
千葉	1026（984）	42	令和5年10月1日
東京	1113（1072）	41	令和5年10月1日
神奈川	1112（1071）	41	令和5年10月1日
新潟	931（890）	41	令和5年10月1日
富山	948（908）	40	令和5年10月1日
石川	933（891）	42	令和5年10月8日
福井	931（888）	43	令和5年10月1日
山梨	938（898）	40	令和5年10月1日
長野	948（908）	40	令和5年10月1日
岐阜	950（910）	40	令和5年10月1日
静岡	984（944）	40	令和5年10月1日
愛知	1027（986）	41	令和5年10月1日
三重	973（933）	40	令和5年10月1日

都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※）	引上げ額 【円】	発効年月日
滋賀	967（927）	40	令和5年10月1日
京都	1008（968）	40	令和5年10月6日
大阪	1064（1023）	41	令和5年10月1日
兵庫	1001（960）	41	令和5年10月1日
奈良	936（896）	40	令和5年10月1日
和歌山	929（889）	40	令和5年10月1日
鳥取	900（854）	46	令和5年10月5日
島根	904（857）	47	令和5年10月6日
岡山	932（892）	40	令和5年10月1日
広島	970（930）	40	令和5年10月1日
山口	928（888）	40	令和5年10月1日
徳島	896（855）	41	令和5年10月1日
香川	918（878）	40	令和5年10月1日
愛媛	897（853）	44	令和5年10月6日
高知	897（853）	44	令和5年10月8日
福岡	941（900）	41	令和5年10月6日
佐賀	900（853）	47	令和5年10月14日
長崎	898（853）	45	令和5年10月13日
熊本	898（853）	45	令和5年10月8日
大分	899（854）	45	令和5年10月6日
宮崎	897（853）	44	令和5年10月6日
鹿児島	897（853）	44	令和5年10月6日
沖縄	896（853）	43	令和5年10月8日
2 全国 加重平均額	1004（961）	43	

※ 括弧書きは、令和4年度地域別最低賃金額

1 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

(1) 中堅・中小企業の賃上げの環境整備

最低賃金額については、今年度全国加重平均1,004円となり、目標としていた1,000円を超えたが、更に着実に引上げを行っていく必要がある。公労使の三者の最低賃金審議会では毎年の最低賃金額についてしっかりと議論を行い、その積み重ねによって2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指す。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。また、最低賃金の継続的な引上げに対応して、事業再構築や業務改善等の支援措置を充実する。

- ・最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金（厚生労働省）

(2) 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

人手不足に悩む中小企業・小規模事業者のため、省人化・省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入への簡易で即効性がある支援措置を新たに実施するとともに、事業の実情に合わせた生産プロセスの効率化・高度化を支援する。地方においても賃上げが可能となるよう、中堅・中小企業が工場等の拠点を新設する場合や大規模な設備投資を行う場合について、支援措置を新たに実施する。

中小企業等の生産性向上のため、設備投資、販路開拓、情報通信機器・ソフトウェアの導入（インボイス制度への対応支援を含む）、海外展開について、支援を行う。

- ・生産性向上に向けた設備投資等の費用を助成する「業務改善助成金」（厚生労働省）〈再掲〉

1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。
改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「,」（カンマ）の「、」（読点）への修正等の設定などとなっている。

2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「糖類製造業」、「各種商品小売業」、「百貨店, 総合スーパー」の3種（改定の内容な次の表を参照）。このほか「,」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

＜旧産業分類＞

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業
	561	5611	百貨店, 総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



＜新産業分類＞

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店, 総合スーパー」 を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更	

3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認**すること。
- **適用対象業種の範囲を変更するものではない場合は改正**と取り扱い、適用対象業種の**範囲に変更が生じる場合は新設**として取り扱うこと。この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

(旧：旧産業分類、新：新産業分類)

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）

公開



答申文のイメージ

<答申文（本体）>

●●労働局長
●●地方最低賃金審議会長
●●県各種商品小売業の改正決定について（答申）
(以下、略)

件名は諮問に揃える

●●労働局長
●●地方最低賃金審議会長
●●県百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）
(以下、略)

<答申文（別紙）>

(別紙)

●●県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金

1 (略)
2 適用する使用者
前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者
4～6 (略)

新産業分類に基づく件名を記載

(別紙)

●●県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

1 (略)
2 適用する使用者
前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者
4～6 (略)

新産業分類に基づく適用対象業種の範囲を記載

令和6年度当初予算案 **8.2億円** (9.9億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和5年度補正予算額 180億円

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



【対象事業場】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

【助成率】

900円未満	900円以上950円未満	950円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

※()内は生産性要件を満たした事業者の場合

【助成上限額】

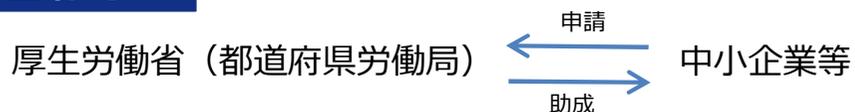
(単位：万円)

引き上げる労働者数	引上げ額(※2)			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2～3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4～6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上(※1)	120(130)	180	300	600

※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

※2 「引上げ額」欄の()は事業場規模30人未満

3 実施主体等



4 事業実績

- ◆ 交付決定件数：5,672件
- ◆ 執行額：45.8億円

※ 令和4年度実績

○周知依頼先の工夫

- ・労働保険徴収主務課室と連携し、労働保険事務組合に対して周知を実施
- ・「令和3年経済センサスー活動調査結果」から、労働生産性が低い産業の業界団体を洗い出し、拡充された業務改善助成金の周知を要請

○メディアを活用した取組

- ・最低賃金や業務改善助成金の解説・PR動画を作成し、YouTubeで公開したもの
- ・X、Instagram、デジタルサイネージ等の新たな宣伝媒体の活用
- ・聴取率の高い通勤時間帯を対象としたラジオCMの実施

○行政機関・関係団体への働きかけや連携した取組

- ・県に対して、周知広報や県独自の支援策の新設・拡充についての要請を実施
- ・政府系金融機関等と連携し、賃金引上げを要件とする支援策について独自に取りまとめたリーフレットを作成
- ・働き方改革推進支援センターとよろず支援拠点との実効ある連携を図るため、両機関におけるそれぞれの支援策に係る勉強会を開催
- ・新たに中小企業支援のためのチームを発足に向け、県と連携をして検討を行うこととしたもの
- ・県と共催で助成金を実際活用した企業からの説明時間も設けた実務的な内容とした大規模セミナーの実施
- ・適正な取引・価格転嫁対策の推進に向けた対応(公取、中企庁、国交省への通報)をわかりやすくまとめたリーフレットの作成

○その他

- ・審議会会長から最低賃金の引上げについてメディアを通じて発信したもの
- ・目を引き、印象に残る広報資料を作成したもの
- ・周知を効果的に行うため、県内のシンボリックな存在で、親しみのある地元サッカーチームと協働して広報を実施したもの。

最低賃金引上げ・賃金引上げ支援策

業務改善助成金

① 賃金改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行うに当たり、その設備投資費等にかかる費用の一部を助成する制度です。

② 対象企業等・申請の条件

- ・中小企業、小規模事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・賃金引き上げ後の未実行労働内がないこと
- ・申請期間は、令和6年1月31日まで(事業完了期間 令和6年2月28日) 詳しくは、下記QRコードから内容をご確認ください。

事業場内最低賃金の引き上げ + 設備投資等(機械購入、コンサルティング、人材育成・研修等) = 業務改善助成金を支給

業務改善助成金の申請方法は、詳しくはコールセンターまたはHPでご確認ください。

コールセンター ☎ 0120-366-440 8:30~17:15(平日のみ)

厚生労働局 HP

キャリアアップ助成金(賃金規模等改正コース)

この制度は、非正規雇用労働者の企業内でキャリアアップを促進するため、正社員化、転勤転職の期待感を実感した事業主に対して助成金を支給する制度です。(該コースは、有期雇用労働者等の賃金率の賃金規模等を3%以上増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成。)

1人あたり助成限度額 賃金引き上げ率が5%以上5%未満の場合、中小企業5万円/大企業3万円/3000円
1人あたり助成限度額 賃金引き上げ率が5%以上の場合は、中小企業6万5000円/大企業4万3000円
1年度1事業場あたり支給総額上限額は、100人

詳しくは、助成金センター ☎098-868-1606 且☎03-117-15(土日祝日も可)

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ
「パートナーシップ構築宣言」 をご存じですか?

サブライチェーン全体の共存共栄

親事業者 下請事業者

適切な価格転嫁と適正な取引を促進するとともに、サブライチェーン全体での共存共栄や企業間の協力力の向上、賃上げにつながる取組の一環です。

「パートナーシップ構築宣言」への登録・宣言企業の確認はこちらです！
サブライチェーンの取引先や関係先を含む事業者の皆様との連携・共存共栄を促進するために、新たなパートナーシップを構築することを、「親事業者」側の立場から企業代表者の名前で親事業者と下請事業者との適しい取引関係(下請中小企業振興法に基く「協賛型」)の選定を宣言するものです。

パートナーシップ構築宣言企業、賃上げを実施する企業等への優遇措置はこちらです！
パートナーシップ構築宣言を宣言・公表した企業は、各種の補助金について加算措置が受けられる、優遇措置が受けられるようになります。

「働き方改革」を阻害する不利となるような取引や要請があったらどうすれば...
例え、●無理な納期短縮への納期遅れを理由とした委嘱拒否や減額
●親事業者からの人手不足や短期間で発生した業務増や支払遅延
●過度に短期間となる納期短縮促進、過剰な業務増額や欠陥納品に起因する再納品システム、適正なコスト削減を伴わない多量納品口配
●納期や工場の適度な年度集中

【下請中小企業振興法】や「独占禁止法」に定める禁止行為がありますので、各相談窓口をご利用ください。

お問い合わせ先
各都道府県に設置された、労働局での相談窓口(労働局)や、労働局の委託先(労働局)に相談してください。詳しくは、労働局のホームページをご覧ください。

下請けごほうぎ
労働局のホームページに設置された、労働局での相談窓口(労働局)や、労働局の委託先(労働局)に相談してください。詳しくは、労働局のホームページをご覧ください。

【行政機関等と連携を行い作成したリーフレット】



【県に対する要請】



【地元のスポーツチームと協働した周知活動】

佐賀県 最低賃金 900円

2023年10月14日 START

この度改定された佐賀県最低賃金は、令和5年10月14日から1時間当たり900円となります。

詳しくは、佐賀労働局または最寄りの労働基準監督署へ。

佐賀労働局労働基準部資金室 ☎0952-32-7179
佐賀労働基準監督署 ☎0952-32-7133
唐津労働基準監督署 ☎0955-73-2179
武雄労働基準監督署 ☎0954-72-2165
伊万里労働基準監督署 ☎0955-23-4155

【目を引く広報資料】

日本政策金融公庫による融資

【企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）】

公開

- 賃金の底上げを含めた賃上げしやすい環境整備と生産性向上を促進するため、日本政策金融公庫による企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）を引き続き措置し、**事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行う。**
- 助成金との併用（自己負担分のための融資）にも活用可能

貸付対象	事業場内最低賃金を2%以上引き上げる者
資金使途	設備資金及び(長期)運転資金
貸付利率	<p>特別利率①</p> <p>※ 特別利率①は基準利率から年利が0.4%引下げとなる。</p> <p>※ 基準利率は中小企業事業1.20%、国民生活事業2.15～3.15%（令和5年1月4日現在。中小企業事業は貸付期間5年の標準的な利率。実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて所定の利率が適用。国民生活事業は担保を不要とする融資を希望する場合。)</p>
貸付限度額	<p>中小企業事業：7億2000万円※1（うち長期運転資金2億5000万円※2）</p> <p>※1 特別利率①の限度額：2億7000万円</p>
貸付期間	<p>設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）</p> <p>（長期）運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）</p>

※ 日本政策金融公庫による融資である【生活衛生貸付】においても、事業場内最低賃金を2%以上引き上げる者について特別利率の適用対象とされている。

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買ったたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の受結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の1 2の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

3. 労働基準監督機関における対応

(1) 最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備【厚生労働省】

- ・最低賃金違反や賃金・残業代の不払が疑われる事業場に対して、労働基準監督機関（都道府県労働局・労働基準監督署）が監督指導を実施し、是正を図る。このため、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、最低賃金の遵守徹底を図り、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介を行う。
- ・賃金不払をはじめとした基本的な労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督機関による定期監督（年間10万事業場以上に実施）において、賃金引上げの意向や労働条件の改善状況を確認するとともに、労使において賃金の引上げを行うとの取決めを行ったにもかかわらず、賃金支払が履行されず、労働基準監督機関による度重なる指導でも是正しない事業場や、定期賃金や割増賃金を適切に支払わず、同様の法違反が繰り返される事業場については、司法処分（※）を含め厳正に対応する。

（※）事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大または悪質な場合に、労働基準監督官が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく司法警察員として捜査を行い、検察庁に送検すること。

(2) 労働基準監督署からの通報制度の拡充【厚生労働省】

- ・労働基準監督機関が事業所に立入検査・監督指導（臨検監督）を実施した際に、労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買ったたき」等が疑われる事案については、労働基準監督機関から公正取引委員会や中小企業庁、国土交通省に通報する。

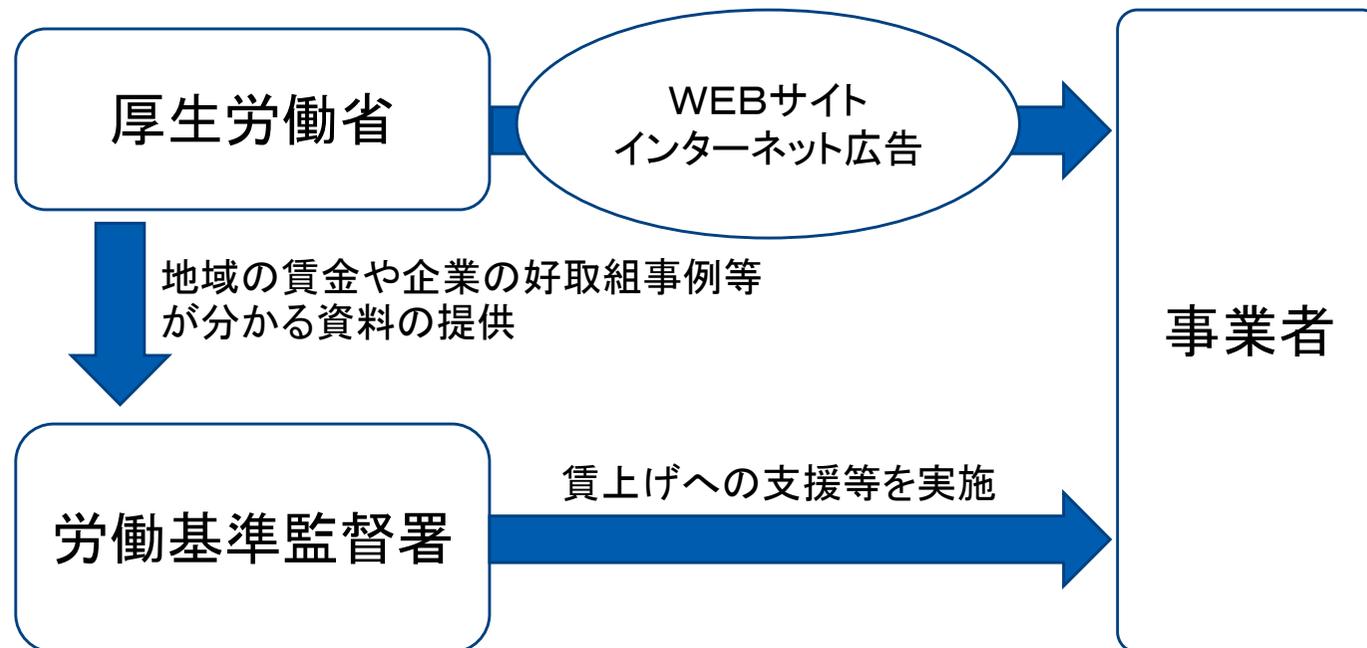
公開

1 事業の目的

労働基準監督署から企業に対して賃上げへの支援等を行うとともに、賃金引上げのための各種支援策・好事例等の周知広報を行い、賃上げの気運を醸成する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

労働基準監督署において、企業が賃上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃上げへの支援等を行うとともに、WEBサイトやインターネット広告を活用して、各種の賃上げ支援策、地域の賃金や企業の好取組事例等について周知広報を行う。



【WEBサイト周知用リーフレット】

賃金引き上げ特設ページを開設!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引上げのために参考となる情報を掲載しています。賃金引上げを検討される際に、是非ご利用下さい!

賃金引き上げ特設ページのメニュー

- MENU1 賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介
- MENU2 地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能
- MENU3 賃金引き上げに向けた政府の支援策の紹介

pick up

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「AA業」における平均的な賃金額				A県における「職種」別における平均的な賃金額			
業種	平均賃金	最低賃金	最高賃金	職種	平均賃金	最低賃金	最高賃金
合計	374.0	2,200	1,381.4	生業・工場の事務	41.5	278.1	1,605
1-1業	186.2	1,127	1,343	企業内で職務的責任を負	46.7	311.2	1,631
10-10業	214.9	1,341	939.7	企業に入社/就職者	42.4	294.7	1,724
20-20業	255.8	1,573	845.7	専任従業員	41.7	359.0	1,638
30-30業	294.7	1,876	1,071.6	企業内で管理/指導者	44.5	290.5	1,401
40-40業	353.1	2,175	1,342.5	その他(非正規雇用)	41.4	286.7	1,840
50-50業	393.7	2,410	1,425.4	既出(非正規雇用)	41.4	286.7	1,840
60-60業	409.5	2,507	1,606.1				
70-70業	460.4	2,804	1,911.8				
80-80業	496.5	3,054	2,283.8				
90-90業	331.7	2,558	863.7				
100-100業	274.8	1,753	424.1				
70業	245.9	1,533	245.1				

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック
<https://www.saiteichingin.info/chingin/>

賃金引き上げ特設サイトはこちらから
<https://pc.saiteichingin.info/chingin>



令和5年度における地方最低賃金審議会の公開状況

公開

	本審			専門部会		
	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載
北海道	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
青森	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
岩手	○	議事録	○	△	議事要旨	○
宮城	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
秋田	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
山形	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
福島	△	議事録	○	△	議事録	○
茨城	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
栃木	△	議事録	○	△	議事要旨	○
群馬	○	議事録	○	×	議事録	○
埼玉	○	議事録	○	○	議事録	○
千葉	○	議事録	○	△	議事録	○
東京	○	議事録	○	×	議事要旨	○
神奈川	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
新潟	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
富山	○	議事録	○	△	議事録	○
石川	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
福井	△	議事録	○	△	議事録(一部)	○
山梨	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
長野	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
岐阜	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
静岡	△	議事録(一部)	○	×	議事要旨	○
愛知	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○

	本審			専門部会		
	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載	会議の傍聴	議事内容の公開	議事内容のHP掲載
三重	○	議事録	○	△	議事録	○
滋賀	○	議事録	○	△	議事録	○
京都	○	議事録	○	×	議事要旨	○
大阪	○	議事録	○	×	議事要旨	○
兵庫	△	議事録	○	△	議事録	○
奈良	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
和歌山	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
鳥取	○	議事録	○	○	議事録	○
島根	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
岡山	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
広島	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
山口	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
徳島	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
香川	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
愛媛	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
高知	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
福岡	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
佐賀	○	議事録	○	△	議事録	○
長崎	△	議事録(一部)	○	△	議事録(一部)	○
熊本	○	議事録	○	×	議事録(一部)	○
大分	○	議事録	○	△	議事録(一部)	○
宮崎	△	議事録	○	△	議事録	○
鹿児島	△	議事録	○	△	議事録	○
沖縄	○	議事録	○	○	議事録	○

- (1) 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について(2)の方法によることができるものとする。
 ※銀行口座への振込、一定の要件を満たす証券総合口座への払込は、引き続き可能。
 ※資金移動業者の口座への賃金支払について、使用者が労働者に強制しないことが前提。
- (2) 次の①～⑦の全ての要件を満たすものとして、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への資金移動（指定の要件）
- ① 破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務を速やかに労働者に保証する仕組みを有していること。
 - ② 口座残高上限額を100万円以下に設定又は100万円を超えた場合でも速やかに100万円以下にするための措置を講じていること。
※口座残高100万円超の場合に資金を滞留させない体制整備が資金決済法に基づき資金移動業者に求められていることや、①の資金保全スキームにおいて速やかに労働者に保証できる額は最大100万円と想定していることを踏まえ、破綻時にも口座残高が全額保証されることを担保するための要件。
 - ③ 労働者に対して負担する債務について、当該労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。
 - ④ 最後に口座残高が変動した日から少なくとも10年は口座残高が有効であること。
 - ⑤ 現金自動支払機(ATM)を利用すること等により口座への資金移動に係る額(1円単位)の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができること。また、口座への資金移動が1円単位でできること。
 - ⑥ 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。
 - ⑦ ①～⑥のほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。
- (3) 厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、①～⑦の要件を満たすことを示す申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。厚生労働大臣は、指定を受けた資金移動業者(指定資金移動業者)が①～⑦の要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことができる。

労働者・雇用主の皆さまへ



労働基準法では、賃金は現金払いが原則ですが、労働者が同意した場合、銀行口座などへの賃金の振り込みが認められてきました。キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化のニーズに対応するため、労働者が同意した場合には、一部の資金移動業者※の口座への賃金支払いも認められることになります。

※厚生労働大臣が指定した資金移動業者(●●Payなど)のみです。
指定された資金移動業者一覧は指定後に厚生労働省ウェブサイトに掲載する予定です。



厚生労働省
ウェブサイト

今後の流れ

- 2023年4月～ 資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請、厚生労働省で審査(数か月かかる見込み)
- 大臣指定後～ 各事業場で労使協定を締結
- 労使協定締結後～ 個々の労働者に説明し、労働者が同意した場合には賃金のデジタル払い開始

▶ 注意点

- 現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払いは認められません。
- 賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取方法の選択肢の1つです。賃金のデジタル払いを導入した事業所においても、全ての労働者の現在の賃金支払い・受け取り方法の変更が必須となるわけではありません。
- 労働者が希望しない場合は、これまでどおり銀行口座などで賃金を受け取ることができます。また、雇用主は希望しない労働者に賃金のデジタル払いを強制してはいけません。(労働者本人の同意がない場合や賃金のデジタル払いを強制した場合には、雇用主は労働基準法違反となり、罰則の対象になります。)
- 賃金の一部を指定資金移動業者口座で受け取り、その他は銀行口座などで受け取ることも可能です。

希望する労働者

賃金の一部
資金移動業者口座
(例: 5万円)



残りの賃金
銀行口座など

希望しない労働者

賃金全額
銀行口座など



賃金のデジタル払いを希望するにあたり皆さまに知っておいてほしいこと

- 事前の協定締結が必須です
賃金のデジタル払いを事業所に導入する場合には、まずは、雇用主と労働者で労使協定の締結が必要です。その上で、雇用主は以下の事項を労働者に説明し、労働者の個別の同意を得る必要があります。
- 受け取り額は適切に設定を
指定資金移動業者口座は、「預金」をするためではなく、支払や送金に用いるためのものであることを理解の上、支払などに使う見込みの額を受け取るようにしてください。また、受け取り額は、1日当たりの払出上限額以下の額とする必要があります。
- 口座の上限額は100万円以下です
口座の上限額は100万円以下に設定されています。上限額を超えた場合は、あらかじめ労働者が指定した銀行口座などに自動的に出金されます。この際の手数料は労働者の負担となる可能性がありますので、指定資金移動業者にご確認ください。
- 口座残高の現金化も可能です(月1回は口座からの払い出し手数料なし)
ATMや銀行口座などへの出金により、口座残高を現金化(払い出し)することもできます。少なくとも毎月1回は労働者の手数料負担なく指定資金移動業者口座から払い出しができます。払出方法や手数料は指定資金移動業者により異なります。
- 口座残高の払い戻し期限は少なくとも10年間
口座残高については、最後の入金日から少なくとも10年間は、申し出などにより払い戻してもらうことができます。

▶ 万が一の場合について

- 不正取引(心当たりの無い出金など)が起きた場合
口座の乗っ取りなどにより、指定資金移動業者口座から不正に出金された場合、口座所有者に過失がないときは損失額全額が補償されますが、労働者に過失があるときの保証については個別のケースによります。また、損失発生日から少なくとも30日以上の通知期間が設定されています。不正取引があった場合には、速やかに指定資金移動業者にお問い合わせください。
- 業者が破綻した場合
万が一、指定資金移動業者が破綻したときには、保証機関から弁済が行われます。



- 賃金のデジタル払いに関する法令、通達、資金移動業者向けガイドライン、よくあるご質問への回答などに加え、リーフレット等の資料を、厚生労働省ホームページにまとめて掲載。
- 資金移動業者が指定された場合には、このページに指定資金移動業者の一覧が掲載される予定。



雇用・労働 資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）について

- 1. 趣旨・概要
- 2. 法令、通達、ガイドライン等
- 3. よくあるご質問への回答（労働者、使用者向け）
- 4. 周知用資料
- 5. 指定資金移動業者一覧
- 6. 審査状況
- 7. 相談・申請先等

1. 趣旨・概要

賃金の支払方法については、通貨のほか、労働者の同意を得た場合には、銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座への振込み等によることができることとされています。

キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座への資金移動を給与受取に活用するニーズも一定程度見られることも踏まえ、今般、使用者が、労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）ができることとしました。

資金移動業者の指定要件等については、労働政策審議会労働条件分科会において、公労使の代表に議論いただいた上で、定められました。

PDF 概要と経緯 [195KB]

政策について

- 分野別の政策一覧
 - 健康・医療
 - 福祉・介護
- 雇用・労働
 - 雇用
 - 人材開発
 - 労働基準
 - 雇用環境・均等
 - 非正規雇用（有期・パート・派遣労働）
 - 労使関係
 - 労働政策全般
 - 相談窓口等

賃金のデジタル払い

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonus/hi/shienjigyoushi/03_00028.html

